

# 労務 ROAD

## ■育児休業給付に関する被保険者期間要件一部変更について

令和3年9月1日より、「育児休業給付金」の被保険者期間の要件が一部変更となります。これにより、これまで要件を満たさなかった場合でも、支給の対象となる可能性があります。特に勤務開始後1年程度で産休に入った方などは対象となる可能性がありますので、一度ご確認ください。

### 原則の育児休業給付の被保険者期間

#### 現行

育児休業開始日を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上\*1ある完全月が12か月以上あること。

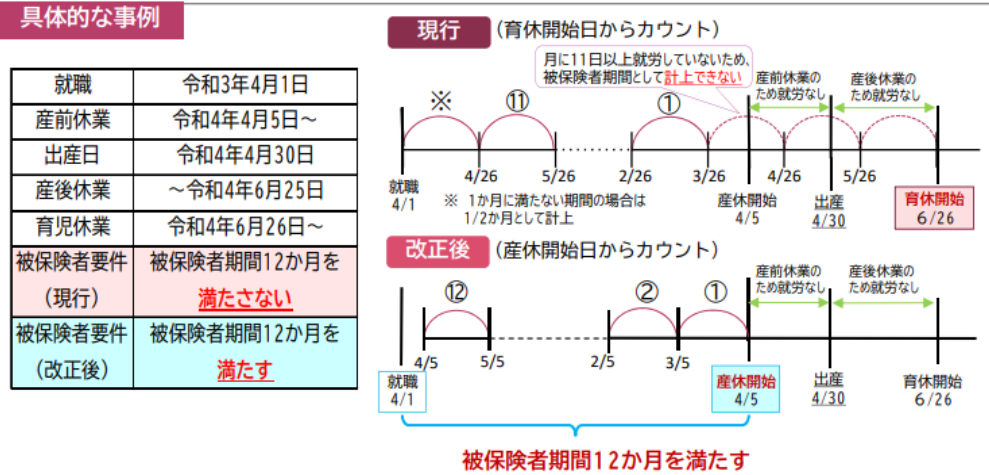
#### 追加

#### 改正後

被保険者期間において上記要件を満たさないケースでも、**産前休業開始日等\*2を起算点として、その日前2年間に賃金支払基礎日数（就労日数）が11日以上\*1ある完全月が12か月以上ある場合には、育児休業給付の支給に係る被保険者期間要件を満たすものとする。**

- \*1 11日以上ある月が12か月ない場合、完全月で賃金支払基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として算定します。  
\*2 産前休業を開始する日前に子を出生した場合は「当該子を出生した日の翌日」、産前休業を開始する日前に当該休業に先行する母性保護のための休業をした場合は「当該先行する休業を開始した日」を起算点とします。

### 具体的な事例



## 注意 日本年金機構より

日本年金機構を装った不審なメール・SMSにご注意ください。



### 例1

日本年金機構のロゴマークを使用し、日本年金機構年金払戻管理局、払戻金部門等、日本年金機構に存在しない部署の名前を騙り、年金の残金を振り込む名目で、お客様のお名前、口座番号等の情報を返信させようとするメール。

・日本年金機構では、メールでお客様の口座番号等をお尋ねすることはありませんので、ご注意ください。



### 例2

日本年金機構とは全く関係のない不審なサイトに誘導しようとするメール。

・日本年金機構ではSMSによるお知らせ（携帯電話やスマートフォンの電話番号宛のメッセージの送信）を行っておりません。

・送信元のメールアドレスを確認してください。日本年金機構からのメールは、送信者アドレスが、『xxx@xxx.nenkin.go.jp』となっております。

不審なメールを発見した場合は、「日本年金機構へのご意見・ご要望」よりご連絡をお願いします：<https://www.nenkin.go.jp/info/goiken/goiken-goyobou.html>

VOL. 761  
(2108—3)



〒541-0056  
大阪府中央区久太郎町  
1-9-26 LUCID SQUARE  
SEMBA 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集：木下・安曇・黒瀬・姚

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

先日、5歳になったばかりの末っ子が注射を打つことになり、大泣きすると思いきや、全く泣かず嫌がる素振りも見せませんでした。

先生に誉められたところ「俺、5歳になったから泣かへんねん、4歳の時は泣いてたけどな」と答えていました。小学5年の長男は今でも泣くのに…しかも、自分のことを「俺って…」末っ子は逞しいなと感心しました。（山本）

### お知らせ

8月中に順次夏季休暇をいただきます。日程については各担当より別途ご連絡させていただきます。

皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。